【使用規約】

1　船舶係留施設（以下「本施設」という）の基本は、『自己責任・自己管理』となる。

本施設の使用契約は、ヨットを係留するポンツーンの使用契約であり、保管契約ではないので、次の事項を厳守すること。

《オーナーの責務》

・オーナーは、ヨットをポンツーンに舫うのに必要なロープやアンカーを自らの経費で設置して係船し、係船ロープの摩耗切断、結びの解け、アンカーの引け防止などの管理について責任をもって点検・維持・交換を行わなければならない。

・オーナーは、所有するヨットの操船及び管理ミスが原因とするポンツーンの破損について、その復旧経費を支払わなければならない。

・オーナーは、所有するヨットの使用・管理に起因する事故により、他人の財物に損害を与えた場合に生じる賠償責任を担保するため、対物傷害保険に加入に務めなければならない。

・オーナーは、クラブがポンツーンに係留するヨットを活用して行う PR 行事に協力しなければならない。

・使用権を失ったオーナーは、自ら設置したアンカー等の係留主節を撤去し、原状復帰を行わなければならない。但し、クラブがあらかじめ認める場合はその限りではない。

2　使用権の譲渡・売買・転貸等はできない。

3　使用許可期間は、4 月 1 日から翌年３月 31 日までとし、書面による解約の申し入れがないときは、1 年間継続更新される。

4　ポンツーン使用料は、前払いで年払いとする。徳島ヨットクラブ会員のオーナーは年間一万円、その他のオーナーは年間一万五千円とし、クラブに支払う。

※ ポンツーン使用契約書を抜粋してあります。

※ 使用をご希望される方は、下記までご連絡ください。

tokushima.yachtclub@gmail.com